

--	--	--	--	--	--	--	--	--

ナ
本
管

0047

臣 巖

謹ニテ奏ス

陛下優渥ナル

勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪ヘス

誓言ツテ

聖旨ヲ奉體シ

皇威ヲ發揚センコトヲ期ス臣

巖 部

下ヲ代表シ誠恐誠惶謹ニテ奉

答ス

明治三十七年二月十二日

參謀總長侯爵大山 巖

勅語

明治三十七年二月十二日

朕ハ東洋ノ平和ヲ以テ朕力衷心ノ故幸トスル
 所ナルカ故ニ清韓ノ兩國ニ關スル時局ノ問題ニ
 朕力政府ヲシテ昨年来露國ト交渉セシメリ
 然ルニ露國政府ハ東洋ノ平和ヲ顧念スルノ誠
 意ヲキコトテ確認セシムルノ止ムヲ得サルニ達シタリ
 蓋シ清韓兩國領土ノ保全ハ我日本ノ獨立自衛
 ト密接ノ關係ヲ有ス茲ニ於テ朕ハ朕力政府ニ
 命シテ露國ト交渉ヲ断チ我獨立自衛ノ為ニ
 自由ノ行動ヲ執ラシムルコトニ決定セリ
 朕ハ卿等ノ忠誠勇武ニ信賴シ其目的ヲ達シ以テ
 帝國ノ光榮ヲ全クセンコトヲ期ス